

平戸市犯罪被害者等支援条例

(目的)

第1条 この条例は、犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）の基本理念にのっとり、市及び市民等の責務を明らかにし、犯罪被害者等に対する支援を総合的に推進することにより、犯罪被害者等が受けた被害の早期の回復及び軽減並びに犯罪被害者等の生活の再建を図るとともに、犯罪被害者等に対する問題を社会全体で考え、支え合い、もって誰もが安心して暮らすことができる社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪等 犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。
- (2) 犯罪被害者等 犯罪等により被害を受けた者及びその家族又は遺族をいう。
- (3) 関係機関等 国、県、警察その他の行政機関、犯罪被害者等の支援を行う民間の団体及びその他犯罪被害者等の支援に関する団体をいう。
- (4) 市民等 市内に住所を有する者及び市内に通勤し、又は通学している者をいう。
- (5) 事業者等 市内において事業活動を行う個人及び法人その他団体をいう。
- (6) 二次被害 犯罪等による直接的な被害を受けた後に、周囲の偏見や無理解による心ない言動、インターネットを通じて行われる誹謗中傷、報道機関による過剰な取材等により、犯罪被害者等が受ける精神的な苦痛、身体の不調、名誉の毀損、私生活の平穩の侵害、プライバシーの侵害、経済的な損失等の被害をいう。

(基本理念)

第3条 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等の個人としての尊厳が重んじられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利が尊重されることを旨として推進されなければならない。

- 2 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等が犯罪等により受けた被害又は二次被害の状況及び原因並びに犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じ、適切に行わなければならない。
- 3 犯罪被害者等の支援は、その過程において、二次被害を生じさせることのないよう行うとともに、犯罪被害者等に関する個人情報の適切な取扱いの確保について最大限配慮して行わなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に規定する基本理念にのっとり、犯罪被害者等の支援に関する施策を講じなければならない。

- 2 市は、前項の施策を実施するにあたっては、関係機関等と相互に連携を図るものとする。

(市民等の責務)

第5条 市民等は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等の支援の必要性について理解を深め、二次被害が生じることがないように十分配慮す

るとともに、市が行う犯罪被害者等の支援に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(相談及び情報の提供)

第6条 市は、犯罪被害者等が日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるようにするため、犯罪被害者等が直面している問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うものとする。

2 市は、前項の相談及び情報の提供等を総合的に行うための窓口を設置するものとする。

(見舞金の支給)

第7条 市は、犯罪被害者等が受けた被害による経済的負担の軽減を図るため、見舞金を支給するものとする。

2 見舞金の支給の対象となる者、見舞金の額、その他見舞金の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

(日常生活の支援)

第8条 市は、犯罪被害者等が早期に平穏な日常生活を営むことができるよう、犯罪被害者等が置かれている状況に応じ、福祉サービスの提供その他の必要な支援を行うものとする。

(心身に受けた影響からの回復)

第9条 市は、犯罪被害者等が受けた心理的外傷その他心身に受けた影響から早期に回復ができるよう、適切な保健医療サービス及び福祉サービスの提供その他の必要な支援を行うものとする。

(居住の安定)

第10条 市は、犯罪等又は二次被害により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の居住の安定を図るため、一時的な利用に供する公営住宅（平戸市営住宅条例（平成17年10月条例第158号）第2条に規定する公営住宅をいう。）の提供その他の必要な支援を行うものとする。

(雇用の安定)

第11条 市は、犯罪被害者等の雇用の安定を図るとともに、職場における二次被害を防止するため、事業者等が犯罪被害者等の置かれている状況及び犯罪被害者等への支援の必要性についての理解を深め、犯罪被害者等を支えるための職場環境の整備及びその他犯罪被害者等への支援を推進できるよう、情報の提供、啓発活動その他の必要な施策を講じるものとする。

(広報及び啓発)

第12条 市は、犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏への配慮の重要性について市民等の理解を深めるため、広報活動及び啓発活動に努めるものとする。

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。